

香川県条例第13号

香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例による退職手当は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、<u>監査委員、労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局</u>に勤務する職員、警察職員並びに県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に掲げる職員(兼務のものを除く。)で常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>附 則</p> <p>29 略</p> <p>30 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者(職員の給与に関する条例第16条の3に規定する職員に限る。)</u>に対する第3条第1項又は第4条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「退職の日」とあるのは「平成21年3月31日」と、「という。)」とあるのは「<u>という。)</u>を超えない範囲内で規則で定める額」と、第4条第1項中「退職の日」とあるのは「平成21年3月31日」と、「その者の給料月額」とあるのは「<u>その者の給料月額を超えない範囲内で規則で定める額</u>」とする。</p> | <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例による退職手当は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、<u>労働委員会、監査委員、海区漁業調整委員会の各事務部局</u>に勤務する職員、警察職員<u>及び</u>県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に掲げる職員(兼務のものを除く。)で常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>附 則</p> <p>29 略</p> |

(香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成19年香川県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第1条中香川県職員退職手当条例第8条第17項の改正規定及び附則第3項の規定は、<u>平成22年1月1日</u>から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第1条中香川県職員退職手当条例第8条第17項の改正規定及び附則第3項の規定は、<u>平成22年4月1日</u>から施行する。</p> |

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)
 - 2 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第15号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額(同日に、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第14号)附則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の適用を受けていた職員に</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額(同日に、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第14号)附則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の適用を受けていた職員に</p> |

あつては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において「条例第16号」という。）附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項において「条例第47号」という。）附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の2から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第22項から第24項まで、第26項及び第30項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項、附則第10項の規定による改正後の条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正後の条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

あつては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において「条例第16号」という。）附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項において「条例第47号」という。）附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の2から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第22項から第24項まで及び第26項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項、附則第10項の規定による改正後の条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正後の条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。